令和８年（フ）第８０４号
堺市中区福田770番地11、前住所堺市中区福田1317番地１　クリスタルグランツ102号
債務者　村上　叶恵（旧姓三ノ浦）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２７号
堺市西区神野町１丁14番21号
債務者　岡勇悟こと　孫　　勇悟
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５０号
大阪府柏原市河原町１番３―1203号　河原府営住宅
債務者　橋爪　恵子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５９号
堺市堺区高砂町２丁36番地　高砂マンション402号
債務者　川南　　駿
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４７号
和歌山県田辺市芳養松原二丁目10番10号
債務者　米澤　明子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第６２号
岡山県美作市湯郷519番地１
債務者　河野　多映
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２５７号
静岡県伊東市松川町６番15号　ラパーチェ松川403号、前住所静岡県伊東市荻574番地の70
債務者　杉山　祐樹
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
静岡県御殿場市中山1122番地の１　メゾン・ソレイユＡ101、前住所沖縄県うるま市勝連内間2530番地
債務者　髙久　美海（申立時の姓比嘉）
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０４号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地７―309、前住所静岡県裾野市石脇397番地の３
債務者　藤本　義人
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１７号
静岡県沼津市松長640番地　メゾンクレストＡ105
債務者　秋山結莉愛
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３２４号
静岡県沼津市東原237番地の１　ワンズハウスＥＡＳＴ201、前住所静岡県伊東市宮川町１丁目４番３号　ディアス宮川103号
債務者　中澤　崇至
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5011番地１　（７棟201）
債務者　野元　芳久
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5011番地１　（７棟201）
債務者　野元　美玖
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5011番地１　（７棟201）
債務者　野元　　陸
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第８６３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字上266番地６
債務者　椙目　良宏
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２３号
宮城県塩竈市袖野田町17番25号　パピヨンＣ―205号
債務者　大戸さゆり
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係